

# 令和8年度千葉県青少年ネット被害防止対策事業（ネットパトロール）業務委託 企画提案（プロポーザル）募集要項

## 1 事業の目的

生徒のトラブルの要因となっているSNS等への書き込みの早期発見・早期対応と実態把握のため、ネット上の検索やトラブル対応に係る専門的な知識と技術を有する団体へ、検索・監視・報告業務及びインターネットの適正利用に関する周知・啓発業務を委託し、教育庁、県警等の関係機関と連携の上、いじめ、非行、犯罪等の防止を図る。

## 2 業務の内容

別添「令和8年度千葉県青少年ネット被害防止対策事業（ネットパトロール）業務委託仕様書」のとおり

## 3 応募資格

### （1）資格要件

- この事業に応募できる者は、次の要件を全て満たす団体とする。
- ア JISQ27001若しくはISO/IEC27001に準拠した情報セキュリティマネジメントシステムの認証を取得している者であること。
  - イ インターネット上のトラブルから生徒を守るため、国、都道府県又は市町村からインターネット上の問題ある書き込みの早期発見・早期対応と実態把握のための検索・監視等業務を請負った実績があること。
  - ウ 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
  - エ 組織の運営に関する規則（定款・会則等）を有し、責任者が明確であること。
  - オ 事業の適正な遂行に必要な組織・人員を有すること。
  - カ 宗教活動や政治活動を主たる活動目的としていないこと。
  - キ 特定の公職者（候補者を含む）、又は政党を推薦、支持、反対することを目的とした団体でないこと。
  - ク 受託申込書等（募集要項7（1）の提出書類等のこと。以下同じ。）の提出の日ににおいて、千葉県物品等入札参加資格（委託）を有する者であること。
  - ケ 受託申込書等の提出の日から選考結果を通知するまでの間に、千葉県の物品等一般競争入札参加者及び指名競争入札参加者の資格等に基づく入札参加資格の停止を受けていない者であること。
  - コ 受託申込書等の提出の日から選考結果を通知するまでの間に、千葉県物品等指名競争入札参加者指名停止等基準（昭和57年12月1日制定）に基づく指名停止及び物品調達等の契約に係る暴力団等排除措置要領に基づく入札参加除外措置を受けていない者であること。
  - サ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に掲げる暴力団又は同条第6号に規定する暴力団員である役職員を有する者若しくはそれらの利益となる活動を行う者でないこと。
  - シ 受託者選考審査委員会（以下「審査委員会」という。）の委員及び委員が所属している事業者でないこと。

## (2) 共同企業体の応募について

複数の団体による共同企業体で提案を行う場合には、次の事項に留意すること。

ア 共同企業体を構成する各団体の役割や事故が起きた場合等の責任の所在及び費用負担の考え方方が明確であり、当該企業体を構成する団体間で締結した協定書を有すること。

イ すべての構成団体が（1）ウ～キ及びケ～シの要件を満たすこと。また、構成団体のうち監視業務や監視システム構築等業務を担う団体が（1）ア及びイの要件を満たすこと。さらに、構成団体のうち代表団体を含む一団体以上が（1）クの要件を満たすこと。

## 4 委託期間

事業の委託期間は、令和8年4月1日から令和9年3月31日までとする。

## 5 委託金額

委託金額の上限は、7,691千円（消費税及び地方消費税を含む。）とする。

## 6 契約の確定

本件に係る契約は、令和8年度歳入歳出予算が令和8年3月31日までに千葉県議会で可決された場合において、令和8年4月1日に確定させる。

## 7 応募方法等

### (1) 提出書類等

ア 令和8年度千葉県青少年ネット被害防止対策事業（ネットパトロール）業務受託申込書

（ア）団体の概要書（様式第1号）

（イ）検索・監視等業務に関する経歴書（様式第2号）

（ウ）令和8年度千葉県青少年ネット被害防止対策事業（ネットパトロール）業務委託提案書（様式第3号）

（エ）業務に要する経費の見積書（様式第4号）

（オ）共同企業体構成団体業務分担表（様式第5号）

※（オ）は共同企業体で応募する場合のみ提出が必要。

イ 添付書類

（ア）① 団体の定款又は規約等

（イ）JISQ27001若しくはISO/IEC27001に準拠した情報セキュリティマネジメントシステムの認証を取得していることを証する書類の写し

（ウ）その他 団体の概要等が記載されたパンフレット、企画提案時に使用する補足資料など（任意）

（エ）共同企業体協定書

※（ア）は共同企業体で応募する場合、構成団体ごとに提出すること。

※（イ）は監視業務や監視システム構築等業務を担う団体が提出すること。

※（エ）は共同企業体で応募する場合のみ提出が必要。

### (2) 提出方法及び提出先

ア 提出方法

提出方法：ちば電子申請サービス又は電子メール（持参、郵送、FAXは不可）

イ 提出先

（ア）ちば電子申請サービスにより提出する場合

URL : [https://apply.e-tumo.jp/pref-chiba-u/offer/offerList\\_detail?tempSeq=54023](https://apply.e-tumo.jp/pref-chiba-u/offer/offerList_detail?tempSeq=54023)

(イ) 電子メールにより提出する場合

送付先メールアドレス: [seisyounen@mz.pref.chiba.lg.jp](mailto:seisyounen@mz.pref.chiba.lg.jp)

※送信可能なデータ容量の上限は(ア) 100MB、(イ) 7 MB であるため、送信可能な容量で提出すること。また、必要に応じて暗号化する等の処理をすること。

ウ 提出期限

令和8年1月27日(火)午後5時まで(必着)

## 8 質問事項の受付

本件に関する質問は、別添の質問票により電子メールにて受け付ける。なお、メール送信後は必ず電話により到達確認を行うこと。ただし、提案の状況、選考委員名等に関する質問は受け付けない。

(1) 受付期限 令和8年1月9日(金)午後5時まで(必着)

※受け付けた質問は1月14日(水)までに回答。

(2) 提出先

「12 問い合わせ先」記載のメールアドレス

(3) メール末尾に会社名、連絡先(電話及びメール)、担当者職氏名等を記載すること。

メール送付後は、「12 問い合わせ先」記載の電話番号に到着確認を行うこと。

(4) 質問及び回答については、軽微なものを除き、県ホームページで公表する。

## 9 審査・選考方法

(1) 選定方法

第一次審査は、県民生活課において全提案者の受託申込書等の提出状況を確認し、次の要件を満たしていない場合は、失格とする。

ア 受託申込書等が全て整っていること。

イ 応募資格要件を満たしていること。

第一次審査を通過した提案者を対象とした審査委員会において、受託申込書等の書類審査及びプレゼンテーションによる審査を実施し、最優秀提案者を委託先候補として選定する。

(2) 審査委員会

審査委員会は、令和8年2月上旬に実施(オンライン(Zoom)開催)する予定であり、詳細は、第一次審査に合格した提案者に別途通知する。また、選考結果については、提案者へ文書で通知する。

(3) 評価基準

審査のための評価項目及び評価基準等は別表のとおりである。

## 10 提案の無効に関する事項

次の一つに該当するときは、その者の提案は無効とする。

(1) 応募資格のない者が提案したとき。

(2) 所定の期限内に受託申込書等を提出しないとき。

(3) 同一の企画提案募集に対して、2以上の提案をしたとき。

(4) 同一の企画提案募集に対して、自己のほか他人の代理人を兼ねて提案したとき。

(5) 提案に関連して談合等の不正行為があったとき。

(6) 受託申込書等に虚偽の記載をしたとき。

(7) 委託料の上限額を超える金額で見積書を提出したとき。

(8) 見積書の金額、住所、氏名、又は重要な文書の誤脱、若しくは認識しがたい見積又は

- 金額を訂正した見積をしたとき。
- (9) 審査委員会を欠席したとき。
- (10) その他、審査を行うに当たり県が無効であると判断したとき。

## 11 その他

- (1) 受託申込書等（電子データ）は、必要に応じて複写することがある。なお、使用は県庁内及び審査委員会での検討に限る。
- (2) 受託申込書等（電子データ）は、情報公開の請求により、千葉県情報公開条例に基づき開示することがある。
- (3) 事業提案に要する経費は、全て提案者の負担とする。
- (4) 選考により決定した最優秀提案者を委託先候補とし、詳細な業務内容及び契約条件等について協議、合意した後に、委託契約を締結する。なお、協議が整わなかったときは、次点者と契約を行う。
- (5) 受託後の注意事項

- ア 受託者は、委託業務の実施のために業務委託料から支出したことについて、帳簿及び証拠書類を、委託業務終了の年度の翌年度から起算して5年間整備保管しておかなければならない。さらに、県は、必要と認めるときは、受託者に対して当該帳簿及び証拠書類の提出を求めることができる。
- イ 県は、受託者がこの業務を遂行することに不適格であると認めたときは委託契約を解除することができる。
- ウ 本業務により取得した個人情報等のデータの所有権及び作成したウェブサイトや資料等の著作権（著作権法第27条、28条に規定されている権利も含む。）はすべて県に帰属する。
- エ 著作者人格権は県の承諾なしに行使しないこととする。
- オ 受託者は、業務上知り得た秘密を第三者に漏らし、又は目的外に利用することを禁じる。また、委託業務終了後も同様とする。
- カ 本業務の委託費によって備品等の財産を取得することは原則として認めない。
- キ 委託料の支払いは、業務完了後の精算払とする。
- ク 契約にあたり、千葉県財務規則第99条の規定により、契約金額の100分の10以上の契約保証金を納付する。なお、契約保証金は免除される場合がある。
- ケ 受託者は、ネットパトロール事業の円滑な遂行のため、翌年度の受託者に対し、当該年度末日までに、必要な資料の提供などを含む引継ぎを確実に実施するものとする。

## 12 問い合わせ先

千葉県環境生活部県民生活課子ども・若者育成支援室  
〒260-8667 千葉市中央区市場町1-1（県庁本庁舎4階）  
電話：043-223-2291  
電子メール：[seisyounen@mz.pref.chiba.lg.jp](mailto:seisyounen@mz.pref.chiba.lg.jp)

(別表) 【評価項目及び評価基準】

評価項目	評価基準	配点
1 団体の実績業務体制等	国、都道府県又は市町村におけるインターネット上の問題のある書き込みの早期発見・早期対応と実態把握のための検索・監視等業務の実績があるか。	5
	提案内容を実施できる人員体制等が確保されているかどうか。	10
2 調査・報告等	十分な頻度の調査を行うと見込まれるか。	10
	膨大なインターネット上のデータの中からどのようにして効率的な検索をするか。またその検索結果が精度の高いものになると見込まれるか。	10
	検出が難しい最新の隠語や画像等にも対応できるか。	10
	検出が難しい動画にも対応できるか。	10
	調査の結果、不適切と判断された投稿が見つかった場合、県等への連絡体制等が整っているか。また、緊急に対応を要する事案が見つかった場合の連絡体制が整い、警察への通報等の対応が適切かどうか。	10
	県からの個別調査に適切に応じることができるか。	5
3 啓発・相談等	削除支援や啓発に役立つ資料の提供及びインターネットトラブルに関する相談窓口は、十分な対応が見込めるか。	5
	インターネットの適正利用講演の実施方法（対面かオンラインか。）、回数は適当か。また、講演内容は、最新のネットトラブル事例やその対処方法等を盛り込んだ啓発効果の高い内容となっているか。	10
	ネットいじめや闇バイト等、SNS 等に起因するトラブルから児童生徒を守るために、効果的・効率的な方策が提案されているか。また、実現可能な内容か。	5
4 管理体制	業務の実施場所が確保され、情報セキュリティ管理体制が整っているか。	10
5 積算額の妥当性	見積経費は、事業の適正運営のために適当と認められるか。	5
6 提案内容全般	仕様書の内容を的確に踏まえ、明確かつ具体的に実現性がある事業を効果的・効率的に実施するための提案がされているか。	10
7 独自※提案	仕様書により示す業務内容の他、団体の持つ技術・ノウハウを生かした独自のサービスや対応に係る提案があるか。また、その内容が趣旨に沿う有意義なものか。	5
合計		120

※ 独自提案は必須ではない。